

第41回定時大会会長声明

第41回定時大会に向け、準備をしている最中、3月11日東日本大震災が東北関東地方を襲いました。

巨大地震・大津波そして原発事故の三重の被害が加わり、今後の復興への道のりは大変厳しく困難が予想されます。その中においても、被災者は苦しさ・辛さを噛みしめながら懸命に日常生活を取り戻すべく一歩を踏み出しています。頑張れ日本、頑張れ被災者の声援の下、義援金・ボランティア活動の輪が広がり、日本のみならず世界各地から復興を願い、支援協力の手が差し伸べられています。

身近な司法を担い、支援型法律家を自認する私たち司法書士は、その真価が問われています。被災者の生活基盤の確保と生活再生に向け、その一翼を総力で支えていく覚悟が求められています。今こそ行動しなければなりません。

被災地は広域にわたり、復旧・復興への道は長期化が想定されます。地元の仲間の司法書士は手負いの状態のなか、自らの事務所等の再建と被災者の法的支援に向けて必死に頑張っています。被災地外の司法書士は被災地の仲間と連携し一丸となって期待される使命と責任を果たさなければなりません。そのための体制「組織」を早急に準備しなければなりません。

日司政連は各単位政連と連携し、日本司法書士会連合会と相呼応し、東日本大震災における司法書士の長期かつ継続的な救援復興活動を組織的に支えていく所存です。

被災者が復興のための住宅の建築や取得等に伴う登記の登録免許税の非課税措置等の特別立法措置、司法書士の法的支援活動を行政・自治体が後方支援できる体制と方策の確保、法テラスとの連携・協力をはかり物心ともに支えていく体制の構築等が、今こそ求められています。特に法テラスについては「司法アクセスの充実」という当初の立法趣旨に立ち戻り、訴訟型相談に傾斜している現状から、紛争回避予防型の司法書士相談が十全に機能するよう窓口を広げていく柔軟な対応をその立法化をも視野に入れ求めていく所存です。

以上、私は日本司法書士政治連盟会長として、全ての関連団体と協同し、罹災に関連する特別立法措置の迅速な制定を含め、被災者救済復興のために、不退転の決意で取り組むことをここに表明いたします。

平成23年4月16日
日本司法書士政治連盟
会長 田嶋規由